

## 平成21年度第3回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成21年6月10日(水)  
会 場 富合総合支所 3階会議室

開会時間 午前10時00分  
終了時間 午前11時36分

### ○出席委員(9名)

会長 田中榮信  
副会長 小山一美  
委員 米原靖雄  
野口ミナ子  
村崎博則  
改原明博  
松永 隆  
内藤信博  
菊池博志

### ○欠席委員 (なし)

### ○参考人

熊本市議会議員 くつき 信哉

## 平成21年度第3回 富合町合併特例区協議会次第

日 時：平成21年6月10日（水）午前10時～  
場 所：富合総合支所 3階大会議室

### 1 開 会

### 2 合併特例区長挨拶

### 3 議 事

#### 〔協 議〕

協議第1号 地域緑化活動の支援について

協議第2号 富合町老人憩いの家整備事業について

#### 〔報 告〕

報告第1号 富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領について

報告第2号 今後の行事予定について

### 4 その他の

○次回合併特例区協議会

・開催日時 平成21年 7月 日( ) 午前・午後 時 分

### 5 閉 会

司会

おはようございます。富合町合併特例区協議会第3回定例会の時間となりましたので、開催いたします。

協議会の開会に先立ちまして配布の資料の確認をしたいと思います。まず、1枚紙で平成21年度第3回富合町合併特例区協議会次第、それと平成21年度第3回富合町合併特例区協議会の冊子、それと1枚紙で、記念樹プレゼント、緑化助成制度のご案内、花の苗の配布制度それと市電緑のじゅうたんサポーター募集、最後に冊子になっております熊本市のみどり平成20年度版をお手元に配布してあるかと思いますけれど、資料の過不足等はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり。)

ありがとうございます。なお、協議第2号富合町老人憩いの家整備事業につきましては、会議終了後現地視察を予定しておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、これから会議に入りたいと思います。会議の進行につきましては、合併特例区規約第10条第4項並びに同会議運営規則第4条第1項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

それではここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ただ今から、平成21年度第3回富合町合併特例区協議会定例会を開会いたします。

本日は、協議会規約第10条第5項の規定に基づき、参考人として熊本市議會議員のくつき信哉先生にご出席をいただいております。くつき先生には忌憚のないご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それから、熊本市の定例市議会が12日から始まりますので、その傍聴について本日9時30分から部会長会議を開催いたしました。その結果、6月17日・水曜日の午後2時から傍聴をしたいというふうに思っております。当日は、満永議員さんが2時頃から熊本市の合併関係、それから市街化調整区域などについて一般質問をされるというようなお話を聞いております。是非6月17日には皆さんご出席していただきたいと思っております。当日は、事務局の方で車を準備されるということで聞いておりますので、午後1時に総合支所で待ち合わせをしたいと思います。6月17日・水曜日・午後1時に支所に集合ということでお願いしたいと思います。

それでは、ここで会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第7条第2項の規定により指名をさせていただきます。本日は、改原委員さんと松永委員さんにお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

次に構成員の出席数についてでございますが、本日は構成員の皆様全員ご出席でございます。なお、協議会規約第10条第3項の定足数を満たしておりますことをここにご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。まず、最初に合併特例区長の村崎区長にご挨拶をお願いしたいと思います。

村崎 秀 合併特例区長

おはようございます。平成21年度の第3回合併特例区協議会の開催に先立ちまして、ひとことご挨拶させていただきます。

今日は、全委員の出席の下に、2件の協議事項並びに2件の報告事項を予定しておりますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

熊本県地方も梅雨に入りました。昨今ゲリラ的な集中豪雨が降りますので、現在総合支所でも警戒態勢などについていろいろ検討をしておりますので、協議会の委員さんにもよろしくご協力をお願いしたいと思っております。

また、富合町には中小河川が4本ございますし、緑川、浜戸川に比べまして潤川の改修がまだ済んでおりませんことから南田尻地区を中心とした水害が懸念されますので、十分総合支所内で検討しながら対応していきたいと思っております。

また、農作業は天気が良くて順調に終わりました。しかしながら、特に麦作が大変減収でございましたので、麦作農家の方は大変苦労しておられるような状態でございます。農業をとりまく情勢など大変厳しい状況にございますので、私達も力を入れて様々な問題に対処していかなければならないと思っております。

本日は、熊本市役所の緑保全課からおいででございます。先般、緑保全課から富合中学校に植栽していただきまして大変有難く思っているところでございます。

私もトークの会の会員でございまして、トークの会であじさいを植えておりますので、今朝散歩をして眺めてきましたが満開でした。しかしながら、今年は雨が少なかった関係であり良い花がついておりませんでしたが、地域を緑で覆うことは大変有意義なことだと思っております。また、ハナミズキも榎津地区と志々水地区の河川沿いに植えておりますが、来年あたりは大変きれいな花が咲くのではないかと期待しているところでございます。

また、新年度予算について熊本市からご配慮をいただきました。これまで色々な事業について地区的区長さんから要望等が出ておりましたが、私の町長時代にはなかなかできませんでしたので、今から少しでもできるように検討しております。その中で一番の問題は、地元の方の同意が無ければなかなか進みません。一例を申し上げますと、先般も発注して地元説明会を開催しましたところ、地域の皆さんから色々な意見が出されまだ工事に着工できない状況にあります。今後工事の発注については、区長さんなり地域の住民の方の精一杯のご理解を得なければ進められませんので、協議会委員さんも、その点を十分にご理解いただきまして、啓発していただきたいと思っております。

また、合併協議を進める中で、植木町とか城南町では富合町以上の色々な要望を熊本市にされております。そういう事についても精査をしながら、くつき議員を中心に再度熊本市に様々なことについて申し出ておりますので、皆さん方もそういうことを十分に認識していただきたいと思っているところでございます。富合町は熊本市の一員ではありますが、この地域のことについては私達が頑張っていかなければならないと思っておりますので、その点もご理解の上、特例区協議会委員の皆さんも色々な懸案事項を聞いていただきながら進めただくことをお願いしたいと思います。

早速協議に入りたいかれることがと思いますので、皆さん方の慎重審議の中でご理解を賜りたいと思っております。よろしくお願ひいたします

田中 榮信 議長

ありがとうございました。

それでは、これより次第3・議事に入りたいと思います。本日は議事といたしまして、協議事項が2件、報告事項が2件ございますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、協議第1号地域緑化活動の支援につきまして、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

おはようございます。緑保全課・推進係の金子と申します。もう一人は保全係の坂口でございます。よろしくお願ひします。

まず、冒頭のご挨拶の中でもございましたけれども、先日の富合中学校における緑の月間植樹の集いにおきましては、皆様にご参加していただきましてありがとうございました。今回は学校を拠点といたしましたけれども、学校、市の施設そういった所を地域緑化の拠点というふうに私どもは考えております。

本日は、その地域緑化活動の支援策について、緑保全課で実施している事業についてご説明をさせていただきます。本日配布しております資料は、助成制度のチラシと熊本市のみどりという冊子をご用意させていただきました。

熊本市のみどり平成20年度版につきましては、緑保全課の仕事全体をまとめております。年度版でございますので、数値につきましては平成19年度までのものを掲載しております。本日は、まず最初に熊本市の緑保全課の仕事全般についてご説明させていただきましてから、その後チラシ等で支援制度についてのご紹介をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

表紙には、人々が集う森の都づくり・熊本市のみどりということで書いてあります。私ども緑保全課では、熊本市に夏目漱石がやってきた時に「熊本は森の都だ」と言ったことを非常に誇りに思っておりますが、実際には明治時代の森の都というのはもう街には残っていません。そこで、こうしたものを再生するんだ。復活するんだ。ということを一つの目標とし

て、森の都という言葉を使わせていただいて、森の都の再生をスローガンに取り組んでいるところです。

事業は私ども緑保全課だけでやるわけではございません。都市施設であれば都市公園ですか道路の街路樹ですかをそれぞれの担当部局が保全管理をしたり計画をしたりしておりますけども、緑保全課としてはその全体の指針や計画の策定を行ないながら特に必要なものについては事業も行っているということでございます。それでその森の都の再生というのを目標にやっているということが最初のページに書いてございます。目次を見ていただきますと、第3章に「熊本市の緑地保全及び緑化推進」と書いてありますが、第3章の部分が私どもの仕事の内容になります。第1節が緑地の保全それから第2節が緑化の推進、第3節が緑の普及・啓発というふうに目次の構成になっております。

冊子の7ページをお開きください。基本方針の「緑の保全」。これは、従来からある貴重な緑地を保全したり、慈しんだり、巨樹、巨木、銘木そういったものを指定、保全したりすることです。それから「緑化の推進」。これは、学校や市の施設などの公共施設、あるいはそれ以外の民有地の緑化を推進するということです。民有地に関しては支援策を行っていくということです。それと、それを支える人の心そういったものを育していく「緑の普及・啓発」。事業の構成は変わってくることはございますけれども、この大きな3本柱を念頭に仕事を進めさせていただいているところです。私は推進の方を担当させていただいておりますので、まず推進の方から少しお話をさせていただいて、坂口の方から保全と啓発の説明の中で、地域の緑化支援に役立つ制度等をご紹介してまいります。

それでは、チラシの方を見ていただいてよろしいでしょうか。チラシを4枚配布しておりますけれど、まず「緑化助成制度のご案内」「記念樹プレゼント」の二つが各民有地の緑化を目指している部分です。それ以外の施策というのは、公共の場所か市の施設などの公共施設を対象としているものですが、市の制度としては、森の都を再生するにあたっては市の施設や公共的な場所だけでなく、私有地の緑化も進めていかなければ再生はできないということで助成制度を実施しているところです。

まず、「緑化助成制度のご案内」というチラシは、一般の市民の方に向けて配布するチラシとして取りまとめたもので、この助成制度は3つございます。1つは「家庭の森づくり」。2つ目は「緑の街並みづくり」。そして3つ目が「事業所の森づくり」です。上の2つの「家庭の森づくり」と「緑の街並みづくり」というのが一般のご家庭・住宅の緑化に対する助成金ということでございます。下の「事業所の森づくり」。これは事業所、店舗、工場、事務所そういう所を緑化される場合の助成金ということになります。制度の中身はここに書いてございますように「家庭の森づくり」は、各ご家庭で樹木1本だけが対象になるのですが、3m以上の樹木を対象にしております。これは将来大きくなり家庭のシンボルになるように植えられる樹木で、助成額は、植栽費用等含んで1/2以内で限度額を2万円というふうにしております。それから「緑の街並みづくり」は、生垣の設置に対する補助なのですが、私道を除く里道ですか市道、県道などの公道に接する部分に生垣を新しく植栽される方、それ

からブロック塀を壊して植栽される方を対象に補助をしております。生垣の設置につきましては、m当たりの市の基準単価と業者見積書の1／2と比較して安い方で助成させていただくということで、限度額が7万円です。申し遅れましたが、先程の「家庭の森づくり」も市の基準単価というのが決めてあります。見積額と比較して安価な方ということで助成させていただいております。「緑の街並みづくり」の構造物の取り壊しについては、ブロック塀などを取り壊して生垣に変えられるのであれば取り壊し部分についても補助をしますという内容になっております。これも、公道に面しているところということになります。それぞれ要件がありますが、生垣にする場合は、m当たり2本以上連続して植栽するとか、5m以上連続で植栽するとか、構造物は60cm以下のものにしていただくとか、フェンスはOKですなどとなっております。

3番目の「事業所の森づくり」これは先程ご説明しましたように事務所ですか事業所、店舗、お客様達が来られる所、あるいは工場などであれば従業員さん達のための場所でも構わないということになっております。

これらは、要綱を制定し実施しております、補助金という形をとらせていただいておりますので、事前に申請をしていただき、その計画をこちらの方で交付決定した後に着工していただいております。それで下の方に「植え付け後の申請は無効です」と記載しておりますように、既に植えてしまったという所は対象にならないそういう事業として行っております。

この制度につきましては、昨年8月頃富合地区におきまして紹介されました資料の中にも入っていたかと思います。その後、市政だより等で年に2回ほど一般の方にはご紹介しております。そのほか、市政だより1月号に掲載しました時にそれに合わせて、この緑化助成制度パンフレットと啓発パネルを富合総合支所の1階の方に1カ月間ほど置いて宣伝をさせていただいたところです。富合地区の方からもご相談は何件か受けていると担当から聞いておりますが、申請に関しては今のところ無いということでございました。

次が「記念樹プレゼント」についてです。これも市政だより等でご案内を致しておりますが、一般の方に記念樹木として1本プレゼントいたしますというものです。そこで何の記念かと言いますと、お子様が産まれた誕生記念樹、結婚をした結婚記念樹、新築をした新築記念樹、それから銀婚を迎えたという銀婚記念樹といったしまして、該当された方に差し上げております。こちらは申し込みが必要となりますので、年2回の申し込み期間と配布日を設けておりまして、それぞれ市政だよりの10月号、2月号において募集をしているところです。該当される方は、11月に配布する分については、前年の10月1日から当年の9月30日までにそれぞれの記念に該当される方々、3月に配布する分については、前年の2月1日から当年の1月31日までにそれぞれの記念に該当される方々を対象にしております。樹木の種類については、資料の上の方に書いてございますけれども年度ごとに検討させていただきます。まだ今年度の分については決定しておりませんが、昨年度はこの樹木でやっておりました。また、電話等で申し込んでいただいておりますが、昨年平成20年度は市内全体で887件ございました。富合地区からも7~8人の方が市政だより等を見て申し込ま

れていらっしゃいます。

以上、各ご家庭なり事業所なりで利用していただく助成制度でございます。

次に「花苗配布 申請の手引き」というチラシをご覧ください。地域の緑化としては、公共的な場所、公民館ですとか、神社、公園、あと地域の空き地そういう所に花苗を植えたりとか樹木を植栽したいという要望に対してもお答えする制度の一つでございます。花苗というのは、1年経たずに枯れてしまうものを指しております、夏と冬に自治会長さん等へご案内をしているところです。この制度は、4月の嘱託員会議の時にご説明をして、今回の夏花の配布から区長さんに通知を発送しているところです。今回は22区のうち半分の11区から申し込みがあっており、夏花の苗の配布を準備しているところです。一般の方というよりも自治会あるいは区長さんあてに事業のご案内をして、地域の緑化に取り組まれる際の支援ということになります。これは現物の花を配布する形になります。ご要望にはできる限りお答えするようにしておりますが、熊本市内全域からかなりの数の要望がありますので若干調整させていただいておりますので、ご要望にお答えできない場合もございます。先ほどご説明しましたように花苗は、地域の公的な場所に植えられるものが対象になります。

樹木を植栽される場合も同じように地域の樹木植栽に対する支援措置がございますので、ここからは保全係の坂口の方が変わってご説明をいたします。

保全係の坂口です。樹木の提供ということで冊子の「熊本市のみどり」の26ページをお願いします。緑化市民運動というのが載っているのですが、事業概要を読み上げてみますと「市民による地域の緑化活動は、景観の向上や緑の増量だけでなく、まちづくり・人づくりの素材として期待されています。」ということで、市の方では自治体や団体、老人会とか植栽のボランティアさんなどで行う緑化市民運動に対しまして樹木を提供しています。対象としては、公民館や神社などそういう公共の地に所有者や管理者の方の承諾を得られるものであれば樹木の提供をしております。年間約30件ぐらいありますと、昭和48年度からスタートして約17万本ほどの樹木を提供しております。皆さんの区あたりで公民館とか神社に樹木を植栽されるというような計画がございますならば、緑保全課の方にご相談いただければと思います。他の所からもご要望がありますので、予算が許される範囲の中でお応えできると思いますので、そういう計画があれば緑保全課の方までよろしくお願ひします。

以上、緑化関係の支援策の紹介ということでご説明させていただきました。あと中心市街地等に限った屋上の緑化助成もございますが、一応今回は中心市街地の分は省きまして支援制度のご説明とさせていただきます。

それと、もう一つ「市電緑のじゅうたんサポーター募集」の資料をご用意させていただいております。市電緑のじゅうたんと申しますのは、この合成写真にもありますように、市の中心部の市電の軌道敷きに芝を張って緑化を行い、それによってヒートアイランド現象緩和対策ですか、あるいは都市の景観の向上、観光客へのアピールなどを図っていくというこ

とで事業を行なっておりますが、芝の管理等につきましては将来にわたって管理費がかかるということで、現在市民の皆さんにサポーターとして募金をお願いしているところでございます。個人の皆さんには、一口3千円以上となっております。企業や事業所の皆さんには一口を1万円以上として募金をお願いしているところでございますので、よろしくお願ひ致します。説明は以上でございます。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。ただ今説明がありました協議第1号につきまして、何かご意見やご質問はありませんか？

改原 明博 委員

改原です。「緑化助成制度のご案内」の中で活用させていただこうかなと思う制度の一つの「家庭の森づくり」に対しての質問なんですが、助成の対象となる方は、個人の住宅・共同住宅、限度額が2万円以上で樹高が3m以上と記載しておりますけれど、樹種とかは記載されていないのですけれど、桜でもケヤキでも3m以上あれば何でもいいのですか？

事務局

はいそうです。植栽される時に樹高3m以上ということになっています。これは補助金ですのであらかじめ計画書や見積書と一緒に提出していただきますが、植える時に3m以上の樹木であって健全な樹木であればOKということにしておりますので、もちろん桜でもケヤキでもOKです。ただし、対象となるのは個人の住宅又は共同住宅の敷地内が対象になるとという制度です。

富合地区につきましては、まだどなたも貰っておられません。今から大きな木をシンボルツリーみたいにして植えようという方であれば、まず緑保全課の方にご連絡いただくと申請書をお送りいたしますので、そういう必要書類を備えて送っていただければ助成金は2万円ですけれども対象になります。そういう計画があれば是非ご紹介いただいて、ご連絡いただきたいと思います。

改原 明博 委員

それと、ここに健全な樹木1本と書いてありますが、一家に1本だけでということで毎年ではないわけですよね？

事務局

この制度を始めたのは平成13年度なんですが、制度としては敷地に1本だけということになっております。

改原 明博 委員

はい、ありがとうございました。

野口 ミナ子 委員

補助金ということですので、予算がありますので限度額があることかと思います。申請があつた時点で審査して決めるのですか？ それとも1回採用になつたらそこで終わりとか？ その点をお願いします。

事務局

申請期間は、4月1日から翌年3月15日までとしております。単年度で予算を確保するわけですけども、基本的には前々年度までの実績を元に予算計上を行い、3つの制度がございますのでその中で調整をしております。これまでに予算が不足したということはありません。また、申請時期を3月15日までとしておりますのは、単年度事業として3月末までに終わってもらわぬといけないものですから3月15日までの申請としておりますが、お断りをしてしまったということはありません。

田中 榮信 議長

他にございませんか？ 他になければ次へ進みたいと思いますけれどよろしいですか？

（「はい」の声あり。）

田中 榮信 議長

続きまして、協議第2号富合町老人憩いの家整備事業につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

保健福祉課の高浜です。よろしくお願ひいたします。こちらが同じく担当の水牧です。富合町老人憩いの家整備方針についてご説明を申し上げます。

それでは、2ページの会議資料1をご覧ください。富合町老人憩いの家の開設年月日から事業内容等の概要を記載した資料でございます。中段に平成15年度からの利用者の推移を記載しておりますが、ご覧のとおり利用者は年々減少しております。昨年度に至っては平成15年度の半数にも満たない状況となっております。その次には開設後からこれまで行った改修工事等を記載しております。これまでに合計5回の改修工事等を行い、その事業費の合計は2,512万円となっております。昭和50年の開設から34年経過して屋根、外壁、テラス、天井等がひどく剥がれ、雨漏り、水垢等で相当痛みが進んでいる状態です。

次のページの会議資料2をご覧ください。平成20年度の老人憩いの家地区別利用者の状

況をまとめた資料でございます。昨年度全く利用が無かった地区が旧守富地区を中心に7地区もあり、施設の地元であり全体でも一番利用の多い木原区を含めても旧守富地区的利用は全体の約26%に留まっている状況にございます。このような現状を踏まえて、皆様のご協力を得ながら今後整備方針の検討作業を進めてまいりたいと考えております。

次のページの会議資料3をご覧ください。今後の整備方針検討スケジュール案を掲載しております。まず、年々利用者が減少している原因や地区別の利用者に大きな偏りがあることから、その原因等を探るとともに住民の皆様のニーズを把握するためアンケート調査と意見の募集を実施いたします。

会議資料4・5をご覧ください。アンケート調査につきまして、現在富合校区に17の老人クラブが組織されておりますので、その会長を通じて全会員の皆様にご協力をいただくようお願いするものでございます。また、老人クラブが組織されていない地区的高齢者の皆様や高齢者以外の住民の方からも広く意見をお伺いするため、会議資料6によりまして全地区的嘱託員にお願いし意見募集の通知文を回覧の形で全世帯に周知することにしております。いずれも本日発送する予定でございまして、午後からの嘱託員会議での依頼と今後の予定について説明することにしております。なお、アンケート調査の内容等につきましては、次ページ以降に添付しておりますので、後でご確認いただければと思います。アンケート調査及び意見の募集については、いずれも7月10日までに提出をお願いすることにしております。そして、8月上旬までにその集計・取りまとめを行い、8月の特例区協議会にその結果をご報告したいと考えております。

老人クラブ及び嘱託員の皆様にも同時期に結果の報告を予定しております。その後、8月末から9月上旬までに老人クラブ会長会及び嘱託員会において老人憩いの家に対する意見を集約していただき、意見書という形で提出をお願いしたいと考えております。その意見書とアンケート調査等の結果を踏まえて、本庁の高齢介護福祉課と整備計画の素案を作成する予定しております。その素案を9月の特例区協議会にお諮りし、10月の特例区協議会で答申・回答をいただきたいと考えております。答申の内容につきましては、速やかに老人クラブ会長会及び嘱託員会にも報告することにしております。そして、答申を受け本庁高齢介護福祉課において、平成22年度当初予算の要求作業を行うというスケジュール案となっております。今後の検討スケジュール等についての説明は以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま、事務局の方から説明がありました協議第2号につきまして、何かご意見やご質問はございませんか？

改原 明博 委員

平成16年度から平成17年度にかけて823人減少するなど、利用者がどんどん減って半数位になったという説明でしたが、いずれアンケートの結果が出てくるのを待って、老人

の方がどんな所を希望されているのか把握できるとは思いますが、老人の人口が極端に減ったわけではないのですから、何か魅力がないのではないかと思うのですが。優裕健康ランドや525円を払ってでも宇土、不知火、クレアなどの温泉施設に行かれている。建設当時は魅力を感じていたが、もう魅力を感じない人がかなり増えているのではないのでしょうか。そのアンケートの結果が出てから、私達協議会で意見が何かできるのですか？

#### 事務局

使用料は、個人が150円で団体は15名以上の場合110円です。金額的にはかなり安いわけですけれども憩いの家の魅力がないというのも確かにあるかとは思います。現在いろんな施設が富合町の周辺にできておりますので、そういう所を利用される方が多いかと思います。憩いの家の改修は、新市基本計画の中にも記載されていますように改修事業を行なうということでは基本的に決定しております。協議会員の皆様の意見を聞くなり、この後現地も見ていただきますけれども、どういう方向に持っていくらいいのかということについても皆さんのご意見や感想をいただければ思います。同様に老人クラブや住民の方のいろんな意見を吸い上げて整備計画に盛り込みたいというふうに考えております。

#### 改原 明博 委員

極論かもしれません、費用対効果を見て廃止するという考えはないですか？ 改修して継続するという方向しかないのですか？

#### 事務局

憩いの家は、昭和50年にできて34年が経ちその当時から利用者は年々減っているわけですけども、現在利用していただいている方もいらっしゃるわけです。そして熊本市との合併協議において、新市基本計画の中では改修工事を行なうとうたってありますので、私どもはそのように進みたいと考えております。

#### 改原 明博 委員

熊本市と合併したということは、熊本市の方からもどんどん来てもらっていいということですね？ もう少しお金を掛けてでも魅力を出さないといけないと思います。その辺りも事務局としても考えていただくようお願いしたい。

#### 野口 ミナ子 委員

以前は地区別で利用ができる日が決まっていましたけれども、現在もそうなんでしょうか？

#### 事務局

現在は、利用者が増えるようにそのような地区割りというのはありません。平成20年度の実績は2,297人ですけれども、21年度は若干増えているかとは思います。送迎バスのルートを全体に廻るようにということで迅速に対応させていただいております。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか？

村崎 秀 合併特例区長

今議論があっておりますが、せっかく老人福祉施設の改修に向けて検討を進めておりまし、合併協議の中でも改修をする方向で協議されておりますので、基本的には存続する方向で皆さんのお知恵をお借りしながら、どのような改修ができるのかを検討していきたい。そして魅力ある老人憩いの家を作りたいと思っております。

また、田迎木原線に試行運転ではありますが、10月1日からバスの運行が決まりました。そういうこともあり熊本市からもおいでになられることでしょうが、これを見てみると守富地区の方がもっと利用しないといけませんので啓発をお願いしたい。まずは町内の方が憩いの家に行かれるように皆さん方のご協力をお願いしたいと思っております。

憩いの家は大変ありがたい施設でありますので、アンケート調査を行い皆さんの意向をお聞きしながら是非存続していきたいと思っておりますので、まずは町内の方に利用していくだけよう啓発等をお願いしたいと思います。区長会や老人会その他組織にも呼びかけながら多くの方が利用されるようにしたいと思っております。また、熊本市からもバスが運行されれば大変便利になり利用しやすい施設になるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか？

小山 一美 委員

今たくさんの方がグランドゴルフに熱中していらっしゃるようですので、そういう所で推進をしてはどうかと思うんですが。

野口 ミナ子 委員

地区の公民館が整備されてきたことで、ちょっとした集まりは地区でできるということはありますよね？

米原 靖雄 委員

私は、憩いの家には地区の方20～30名で7～8回ぐらい行きました。それでお風呂場なんですけれども、浴槽が施設に対してもう少し大きければゆっくりできるのではないかと

感じました。利用される時は沸かされているのですか？

事務局

利用される場合はもちろんお湯を沸かして利用できるようにしております。

米原 靖雄 委員

私の個人的な思いですけれども、もう少し浴槽が広いのにしたら他の施設も利用者が増えるのではないかという思いがしましたので、私の意見でございます。

事務局

分かりました。ありがとうございました。

田中 榮信 議長

また後で現地を見るということでございますので、現地を見て色々ご質問等あればお伺いしたいと思います。そういうことで他にご質疑がなければ、富合町老人憩いの家整備方針スケジュールについて原案のとおり承認ということでおろしいでしょうか？

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、協議第2号につきましては、原案のとおり承認いたしました。なお、先程事務局から説明がありましたように、会議終了後現地視察を行いたいと思いますので、皆様是非ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、次に報告第1号富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

まちづくり班の元田でございます。合併後の社会体育施設につきましては合併特例区で管理することになっておりまして、合併後にどのような貸し出しの仕方をしていたかと申しますと、この資料の10ページにございますが、この表の中の使用区分欄の一般使用のところに「使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用期日7日前まで」という記載がございますように、富合町の住民なり町内の団体の方が利用される場合は2箇月前から受付をしております。それから、同じく一般使用のその他の場合ですが、富合町以外の方が利用される場合は使用期日の1箇月前から受付をしますということで運用してまいりました。また、大会をする場合について合併前までは、町内の方が6箇月前から、町外の方は5箇月前から受付をするという運用をやっていたわけですけれど、合併後は町内が2箇月前から、町外が1箇

月前からということで運用をしていましたところ、合併後8箇月ほどを経過し、特に雁回公園を利用された団体の方とか企業の方とかから大会をやりたいけれども1箇月前の受付ではとても周知する期間もないし、全く大会ができないのでどうにかなりませんか?というご意見が寄せられましたので、政令指定都市推進室と法制室と協議をいたしまして、大会に関しては合併前に運用していた町内6箇月前から、町外5箇月前から受付できるように今回要領を作成したということでございます。ただし、要領の第2条の後段に記載しておりますが「富合町合併特例区長が特に必要があると認めるとときは、この限りでない。」という規定を設けております。やはり国体とか県体など特に大きな大会をされる場合は、1~2年前から場所を確保しないと計画ができないということでございますし、町内の方につきましても地区で大会をされるとか、富合町全体の大会も同様なんですけれども、どうしても早めに計画をしなければならないということが想定されますので、そのような場合は特例区長が認めるときとして6箇月前以前から受付できるようにしております。これで運用をさせていただきたいということでこの要領を作成させていただきました。何卒よろしくお願ひ致します。

田中 榮信 議長

ただ今事務局からご説明がありました、報告第1号につきまして、何かご質問・ご意見はございませんか?

松永 隆 委員

この件に関しましては、元田班長が合併後担当になられたので以前のことはご存じないという中でこの要領を作っております。私が質問をしたいことは、体育施設に関して法定協議会の場でも意見を言いましたが、その時には担当課長の櫛山課長もおられましたけれど、熊本市との合併後市からの施設の利用がどんどん増えてくることが予想される中で色々な意見を聞いた時に、ミニバレーなどをする時に場所がなかなか確保できなくなりはしないかといった意見もありましたので、せめて特例区期間だけはできるだけ富合町の体育施設に関しては町民を優先させてくださいということを私は言ったかと思います。そういう中で、最初は雁回公園とか体育館に関しても3箇月前・2箇月前だったのです。それが途中から6箇月・5箇月に変えられたんですが、それを変えたことに関しても町民の方々も学校の先生方もそれを知らされずにただ執行部側が変えただけなんですよ。私も学校関係に携わっていてそういう話を聞きましたので、できるだけ地元の中学校・小学校が使う際は余程無理な押さえ方をしない限りは、やはり教育の一環でもあるので無料で使用させて欲しいとその当時言ったことを覚えております。そういった中で、今回の体育施設の使用許可申請に関する要領の報告があったわけですけれども、要するに6箇月前というのは企業の方達とかのために配慮してあることであって、富合町の人達に配慮してあるということではないというふうに私は理解しております。もちろん、富合町の人達が、地区のグランドゴルフとかいろんな行事をさ

れる時には1年前だろうがその半年前だろうが借りられる分は、私はいいと思います。しかし、他の企業からの予約で埋まってしまえば、3箇月前とかにいざ使おうとした時には、もう押さえられてしまって使用できないという状況があり得ます。あり得るというよりもあります。熊本市の9～10月の市長杯の軟式野球大会が2月ごろ押さえてありました。それは最終的にはキャンセルをしてもらったのですが。もう一つは6箇月前に許可をしているということで、富合町の人達が利用する利用しないとかではなくて、特例区の期間だけは6箇月・5箇月と決めないで優先していただきたいということを申しているんです。できれば私個人としては3箇月・2箇月で良いと思っています。なかなか6箇月前に分かるということは殆んど無いんだし、もし仮に、大会を予定していますので6箇月前に押さえてもいいですかといった時には許可できますか？

#### 事務局

要綱では、あくまでも大会要綱等の提出となっていますので、等といいまのは必ずしも大会要綱でなくとも、例えば中学校が中体連前に雁回公園で練習がしたいということであればそれは中学校の行事として6箇月前以前であっても受付はできると思います。そのために、「特例区長が特に必要があると認めるときはこの限りでない」と規定しておりますので。

#### 松永 隆 委員

それと、学校だけではなくて地区の人たちも普通に申し込んだときに「はいわかりました」とそういう優先的な扱いを特例区の期間だけはしてもらいたいのです。

#### 事務局

6箇月前という少し長い期間を取っておりますけれども、地区で計画される場合もできるだけ早めに計画していただけたらその時点で押さえることは可能だと考えています。

#### 松永 隆 委員

例えば、大会とか社会体育に関しては本来は学校とは関係ないんですが、練習試合というのは、あくまでも学校教育の授業の一環なんですよ。そういう意味も含めて、先生達も借りに行って借りやすいようにしてもらいたいんです。申し込みの要領がその担当課長や担当者が替わったらころころ変わるんですよ。

この要領の各種大会に関しては6箇月前となっていますけれど、もう一回見直ししてもらえないませんか？

#### 事務局

どうしても大会をやりたいという団体がいくつかおられましたので、この決裁が終了した後に問い合わせがあった分に関して、いくつか既に受付をさせてもらっております。

### 松永 隆 委員

だから、雁回公園は営利目的ではないんですから。熊本市と合併して熊本市富合町の施設でしょ。だから、まず特例区期間は企業は考えなくていいんですよ。特例区期間は優先できるような配慮の仕方をして欲しいということです。雁回公園が広いからということであれば八代河川敷もありますし探したら色々ありますよ。面倒くさくないからですよ。だからその辺を配慮した形の中でもう一度考えてもらえませんか?それだけです。

富合町にあるのに使えないのなら意味ないじゃないですか。仮に富合が空いてないから天明に借りに行ってもなかなか借りれないんですよ。だから、その辺りをちゃんととして欲しいんです。「合併特例区長が特に必要であると認めるときはこの限りでない」これは必要ないですよ。富合町で使う時にはそれが優先なのはあたり前。団体がある時にはあたり前ですよ、それは誰でも認めます。ただ、富合町の町内の方々に限ってはこの限りでないというのであれば分かります。以上です。

### くつき 信哉 議員

すみません参考人の席から発言しにくい部分もありますけれども、雁回公園を利用していただくというのは富合町を知っていただくという意味で非常にすばらしいことだという思いはありますけれども、利用するのはほとんど土曜日、日曜日に集中してくる中で、地域のえごというのは、ある面では合併したからいけないのかもしれませんけれども、先に押さえられるとその後なかなか計画を立てられないといいますか、地区の行事とか学校教育で利用する場合半年前はちょっと無理かなという思いがいたしますし、正直利用された方が今までどこを使わっていたのかな、多分ただ中央だから集まり易いから雁回公園をということだと思います。私たちもいろんな所に行きました。八代に行ったり白川公園に行ったり、でも結局は中央なので集まり易いのでここに戻ってくるんですよ。そういう中で、これまで1箇月前・2箇月前の計画で利用していた富合町のいろんな団体が使えなくなるということはちょっとおかしなという思いがします。熊本市内にもいろんな運動施設があるのですから、企業あたりは他の所にもありますよ。ありがたいことではありますけれども、それを富合の人が町外に出て行くのは大変なので。そういう事もありますし、これまであなたたちはどこを利用していたのですかと、そういう事も理解していただきたいなと思います。

また、最初に区長の方から話がありましたように、合併協議の中でちょっとおかしいなどいいですか富合町にとって不利益なことが出てきています。富合町をたたき台にしてそれ以上の協定を結んであるんですよ。そういうことで、植木町とか城南町とかがどういう協定をしているのか、それを一回調べて欲しいなと思いますし、そういうことで分かりませんけれども、運動施設の利用についても下手しますとそういう取り決めにしてある可能性もありますので十分調べていただいて、富合町の住民が使いやすいような、そして喧嘩しなくていいようにしていただくとありがたいですし、そういうことを配慮していただきたいと思います。

やはり富合町の住民が使うとなれば、それを最重点にお願いしたいと思います。参考人席からですけれどもお願いしたいと思います。

村崎 博則 委員

私も市内から知り合いがちょこちょこ利用しているようですが、合併した以上富合町の住民の方が使えないことはたまにはあると思いますけれども、やはり富合町の住民の方は優先的に使ってもらえるようになるのが一番いいと思います。

事務局

富合町の方を優先的に使わせないというわけではございません。練習等の一般使用では富合町の方は1箇月前から受付をしますし、大会等につきましても1箇月前から受付をしますということにしております。年度始めに各地区の体育係さんに年間の計画を出していただきますが、その時に雁回公園を使いたいということであれば早目に押さえられるような配慮もしているつもりでございますし、例えば雁回公園を使ったいろんな活動をされる場合には、申し訳ありませんが早目に計画をしていただければ優先的に利用ができますので。

確かに松永委員さんがおっしゃるように、5箇月前に受付を始めればその段階で利用したいところがどんどん土曜・日曜を押さえてしまうという現実はあります。従いまして、申し訳ありませんが6箇月前に計画をしていただければ優先的に押さえられますので、このような形で実施させていただきたいということで、今回要領を作成したわけでございます。

松永 隆 委員

くつき議員に補足をしていただいたんですけども、この要領では押さえられてしまったら利用できなくなるんですよ。だから3箇月前・2箇月前だったら大丈夫だと思います。その中で企業は使ってはいけないということではないんですよ。企業は仕事があるから早めに計画しないといけないかもしれません、学校関係とか地元関係はなかなか6箇月前に計画は出せないです。ですから要領も、例えば1箇月の内1週だけの土曜・日曜でしたらいいですよとか、平日のみは5箇月前・6箇月前でもいいですよとか、でも土曜・日曜に関しては3箇月・2箇月というような形を考えていただければと思います。

事務局

去年の利用状況を確認したのですが、中学校の野球部が雁回公園を使われております。例えば中体連ですか九電旗の前ですか大きな大会の前に重点的に使われていたようですので、そういう大会は日程的に早く決まっていると思いますので、できれば決まった段階で押さえてもらうとかいうのはできないのですかね？

松永 隆 委員

6箇月前だと、例えば学校行事が入ったりとかするので変更もあるんですよ。それかといって間近になってキャンセルしたら迷惑をかけるからということで、最低3箇月でやってもらえばそう変更はないからということなんですよ。学校とか地区でもそうですけれど、6箇月前だったらキャンセルする場合もあるんですよ。3箇月前だったら計画をたてて十分準備期間はできるのではないか?

事務局

例えば、ある予定が仮に1週間ずれた時のために2週予約しておいてもらうとか。

松永委員

だから、先に押さえると迷惑をかけるからと言っているんですよ。例えば、分からぬからこの週で取るという形になると迷惑かけるから3箇月前で良くはないですかと言ってるんです。

事務局

迷惑かけるからというのは、こちらが受け付けることですから考えなくていいと思います。ご存知のとおり企業だけではなく行政も利用されます。しかし、今の段階では全く他の大会ができない状態ですので、できれば利用させてあげたいなという私達の気持ちがあるのですから。

松永 隆 委員

それは、特例区が終わってからでいいじゃないですか。私は、法定協議会の中で特例区期間内の扱いについて話しをしているから言ってるんです。それだけです。特例区期間が過ぎたときには、熊本市に準じるということになっているのでそれでいいんですから。申し訳ないので、よかつたらこれは一応終わって再度協議させてください。

内藤 信博 委員

今の話の中で半年前の予約というのは私も長すぎると思います。松永委員もおっしゃったように予定変更ということは無きにしもあらずとは思いますが、これまでに企業さんとか行政の方で半年前に予約してキャンセルされた所はありますか?

事務局

それはありません。

内藤 信博 委員

分かりました。私も半年は長すぎるのでないかと思います。以上です。

田中 榮信 議長

他にございませんか？

村崎 秀 合併特例区長

今議論があつておりますが、このような問題も特例区の期間は富合地区優先という話もありますし、熊本市にも多少は配慮をしてあげないといけないというのもありますので、このような決定をしたわけでございます。確かに短い期間で受付をした方が良いとは思いますが、やはり大きな大会については、熊本市などからもできるだけご協力をお願いしますという話があつておりますし、決して富合地域を排除するわけではございませんので、もう少しお互い話し合いながら、そしてスムーズに、また富合地域の皆さん方にも迷惑をかけないようにこの案の中で協力していきたいと思います。

松永 隆 委員

熊本市には貸すなと言っているのではありません。同じ3箇月で空いていれば借りようと思えば借りられるのだから、空いていれば使ってもらっていいんですから。

（「これは、決まっていることなんですか？」との声あり。）

事務局

区長決裁が済んでおりますので決まっております。

松永 隆 委員

それでは、この内容で行なうわけですか。

事務局

はいそうです。

松永 隆 委員

ちょっと待ってください。なぜ区長決裁する前に協議をしてもらえないんですか。法定協議会で決まっているじゃないですか。他の件でも区長決裁だからといってずるずる話が変わってきていることもあるじゃないですか。最初に、法定協議会で決定したことに関して変更とかがある場合には、状況的なこととかを審査しなおしましょうと言ったじゃないですか。確かに私たちには決定権は無いですよ。しかし、熊本市と合併するときの条件は、熊本市は富合町の住民の方々に心配をさせない合併をしますということで来ているんですから、そこはちゃんとしてくださいよ。いろんな町の人たちとか学校側とかの意見をなぜ聞かないんで

すか。何が分かります。さっきも言ったように、担当課長が変わると扱いが変わるじゃないですか。

決まったことならば、最後に確認します。6箇月前に仮り押さえして大会要綱を作つて押さえてもいいんですね。

事務局

はい。

松永 隆 委員

いろんなことについて、法定協議会で言ったことをもう少し配慮して考えてもらわないと駄目ですよ。

改原 明博 委員

話を聞いていると、これはもう決裁したので決まっていることだということですが、私達が協議会委員としてなぜ協議するのか意味がわからないところがあります。そこで、支所長にお尋ねします。一応決裁が終わったものについて、決裁の変更を再考するということはできるのですか？

事務局

決裁の変更といいますか要領そのものを変更する・しないというのも区長の判断だと思います。従って、その余地はもちろんあります。遡って説明させていただきますので重複するかもしれません、富合住民に有利な形で利用を考えてくれということで合併協議がなされていると思います。従いまして料金につきましては、ご承認を頂いている規則の中で規定しておりますし、この申し込みの手続きにつきましても、この内容に謳っておりますとおり使用区分の一般使用の中で富合町住民の方が1箇月早く申し込みできる、それから大会の方も同様の扱いとして一応配慮しているつもりでございます。今議論になっているのはおそらく6箇月は早いんだ、3箇月でいいんだというお話なんですね。ですから今までの合併協議の中で議論されたこと、富合町にアドバンテージを与えることに関してはこの要領は配慮してあると思います。

松永 隆 委員

いや、それはないと思います。なぜかというと、支所長は合併する前の体育施設の利用状況を把握していますか？していないでしょう？ 例えば、富合地区の方達は雁回館でも公園でもまだ富合地域の施設だからと思って自由に使えると思ってらっしゃるんです。この5箇月・6箇月というのも何も知らされずに途中で変わっているんです。それをそのまま持つてきているのですよ。

## 事務局

ただ、この要綱そのものは旧富合町の時代に使っていた要領を基本にしています。

## 松永 隆 委員

だからそこをご存知ないんですよ。旧富合町の時最初は3箇月・2箇月だったんですよ。それを勝手に執行部が6箇月・5箇月というふうに途中で変えているんですよ。元田班長は知らないと思いますよ。それを学校にちゃんと連絡していますということだったんですが、学校には連絡は行っていなかったんです。そういういろんな事情があつてから言っているんですよ。だから支所長がおっしゃるのも分かるんですけど、それだったら例えば私が6箇月先の12月の土曜・日曜を全部押されたならどうなりますか？ ですから企業もみんな平等に3箇月前でしたらどうですかと言わせてもらったんです。

## 村崎 秀 合併特例区長

私もお話を聞きながら運用の面で配慮していきたいと思っております。こういうことでご協力ををお願いしたいと思います。

## 米原 靖雄 委員

すみません。色々意見がでましたが、法定協議会の中で熊本市からも特例区の5年間は富合町を優遇といいますか優先的にという話がありました。この最後に「特例区長が特に必要があると認めるときはこの限りでない」と規定してございますが、これでははつきりした中身が分かりませんので、きちんとした線を出す時には協議会あたりでも協議していただきたいと思います。よろしくお願いします。

## 田中 榮信 議長

色々な事情もあるかとは思いますが、ただ今米原委員さんからもお話をありましたように協議会という場がありますので、今後はできるだけ決定する前に話ををしていただきたいということでございますので、是非お願いをしておきたいと思います。

今日は、後ほど老人憩いの家の視察ということもございますので、次に進みたいと思います。それでは、報告第2号につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。

## 事務局

今後の行事予定表につきまして、6月10日から7月10日までということでお手元にお配りしています。後ほどご確認をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

行事予定につきまして、何かご質問などはありますか？

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、次第4のその他に入りたいと思います。これまで色々話がありましたが、それ以外のことについて何かございませんか？

特に無いようでしたら、次の協議会の開催日時について確認をしたいと思います。来月の第2水曜日は8日ということになりますが、これでいかがですか？

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、来月は7月8日・水曜日・午前10時から協議会を開きますのでよろしくお願ひいたします。

他になければここで議事を終了したいと思います。

これをもちまして、平成21年度第3回富合町合併特例区協議会定例会を閉会いたします。  
なお、これから老人憩いの家の現地視察を行いますので、ご協力をよろしくお願い致します。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年7月8日

署名委員

波奈明博

署名委員

松永 隆